

財団法人日本バレーボール協会 第 211 回理事会 議事録

日 時：平成 22 年 12 月 17 日(金) 16：10～17：30

会 場：国立代々木競技場第一体育館 2 階会議室(東京・渋谷区)

出席者：立木会長、梅野・山根・岩満・萩原・成田・下山・不老・倉橋・竹内・三屋・
ゼッターランド・岩井・清水・中島・小場・森田・西川・残間・大塚・
小島各理事

[委 任] 中野副会長、山岸・河合・紺屋各理事

[監 事] 岡崎・高橋・大久保監事

陪席者：五十嵐・三浦・谷地・斎藤・小田桐・江原・平澤(事務局)

理事現在数 25 名、うち出席 21 名、委任 4 名で寄附行為第 28 条に基づき理事会が成立。
議事録署名人に中島理事、小場理事を指名。16 時 10 分、立木会長を議長に議事に入る。

財団法人日本バレーボール協会の公益認定答申についての報告があった。

すでに内閣府の公式サイトに公表されており、2 月 1 日に公益財団法人の設立の登記を
行う予定にしていることが報告された。

<審議事項>

1. 平成 23 年度事業計画及び収支予算について

(岩満理事 事務局長・業務推進事業本部本部長)

公益財団法人移行に伴い、新たな定款に則り事業計画を立てるため、平成 23 年度の事業
計画等の作成については、新年の作業となることをご了解いただきたい。

2. 法人移行後の理事の選出(推薦)方法について

(岩満理事 事務局長・業務推進事業本部本部長) 資料により説明。

平成 23 年 2 月 1 日に公益財団法人日本バレーボール協会の設立登記を行うが、設立時の
評議員 17 名及び立木正夫代表理事は定款に記載する形で選任されている。移行後の役員
(理事・監事)については新公益法人制度による役員とみなされ、資料の理事 16 名(立木、
中野、山岸、下山、岩満、倉橋、竹内、三屋、ゼッターランド、岩井、小場、森田、残間、
紺屋、大塚、小島の各理事)、及び監事 3 名(岡崎、高橋、大久保)がその任に当たることにな
る。

ただ、役員のうち前記理事の任期は平成 23 年 4 月開催予定の臨時評議員会終結の時まで
となる。

そのため、前記臨時評議員会終結後の次期理事の推薦及び選出方法の検討が必要になる

が、次のようにまとめたのでご審議願いたい。

1. 定足数について

定款で理事は15名以上20名以内と定められている。

2. 選出手順について

候補者の推薦から選任までは次のプロセスとする。

- ①候補者推薦
- ②役員候補者推薦委員会で検討（最少でも2回開催）
- ③同委員会の推薦案をまとめ理事会に提出
- ④理事会で検討後、推薦候補者を決定し新評議員会に提案
- ⑤評議員会で理事選任決議

3. 候補者推薦方法について

前記①の推薦方法については次の方法とする。

- ・理事からの推薦
郵便による無記名推薦書で候補者を推薦委員会に提出（複数の推薦可）
- ・加盟団体からの推薦
郵便による無記名推薦書で候補者を推薦委員会に提出（複数の推薦可）
- ・代表理事就任予定者として選出された候補者からの推薦
第1回役員候補者推薦委員会で選出された代表理事就任予定者から2名以内を推薦委員会に提出

4. 役員候補者推薦委員会について

前記②及び③の推薦委員会の構成及び運営は次の通りとする。

- ・推薦委員は合計7名とし、理事会において選任する。
- ・委員の内訳は、評議員2名、理事2名、監事1名、事務局員1名及び代表理事就任予定者1名、合計7名とする。
- ・推薦委員会は少なくとも2回開催する。
- ・第1回推薦委員会で、代表理事就任予定候補者を選出する。
- ・第2回推薦委員会には、代表理事就任予定者が加わり、前記代表理事推薦2名以内の候補者を委員会に提出する。
同時に全体の推薦について必要な意見を述べる。
- ・委員会が推薦する候補者数には上限を設けない。

5. 理事会推薦案の検討

前記④の理事会推薦については次の通りとする。

- ・役員候補者推薦委員会より提出された推薦案に検討を加えた上で、理事会

推薦案をまとめ評議員会に提案。

- ・理事会推薦案の候補者数には上限を設けない。

6. 評議員会で理事選任

前記⑤の評議員会における理事の選任は定款に定められた方法により行う。

- ・理事選任は、①候補者1名ごとに決議を行う、②定数以上の候補者がいる場合、得票数の多い順に選任する。
- ・理事の選任は評議員会の専権事項である。したがって理事会や推薦委員会がこの権能を事実上奪ってしまうような事態は許されない。

7. 次期理事選任のスケジュール

推薦書提出依頼状発送	平成 23 年 2 月 15 日 ころ
推薦書提出締め切り	3 月 8 日
第 1 回推薦委員会開催	3 月 中旬
第 2 回推薦委員会開催	3 月 下旬
理事会・推薦候補検討	4 月 中旬
臨時評議員会で理事選任	4 月 下旬

8. 理事就任の要件について

- ①新制度の理事はいわゆる(旧来の一部法人に散見されるような・事務局注)名誉職ではなく、協会実務の執行に関与することが要請されていること
 - ②「理事は、その任務を怠ったときには、協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」等の法令ができ、これまでより責任が重くなっていること
 - ③理事は法令上 JVA から理事個人に対する委任となり、加盟団体が選出母体であるとしても当該団体の利益代表にはなりえないこと
 - ④理事会には原則出席が要請されていること
 - ⑤業務執行理事については、協会運営上(実務執行上)、できるだけ常勤がのぞましいこと
- 等が JVA の理事として求められる要件になるものと考えられる。

9. 理事の報酬

評議員会で定める総額の範囲内で、役員の報酬規程(平成 22 年 3 月 5 日開催の第 207 回理事会にて承認可決された規程で施行日を設立登記の日としている・事務局注)により勤務状況に応じて報酬が支給される。

上記の理事選出(推薦)方法については法人移行後の最初の理事を選出する場合にのみ限定するか否かについての議論があった。

以上のとおり趣旨説明があり、理事会は法人移行後の最初の(平成 23 年 4 月選任予定の)理事の選出(推薦)方法について諮り、異議なく承認可決。

3. 評議員会運営規程案について

(岩満事務局長に代わり事務局員より説明。)

新公益法人制度による評議員会は、その権能ほか従前の評議員会とは全く異なるものであり、最高の意思決定機関でもあるのでガバナンスの観点から評議員会運営規程を設置することが肝要かと思われる。詳細は資料に記載している。

以上のとおり趣旨説明があり、理事会は評議員会運営規程案について諮り、異議なく承認可決。

4. 定年に関する規程案について

(岩満事務局長に代わり事務局員より説明)

これまで、法人移行後の諸規程について検討及び改定を進めてきたが、その一環として、定年に関する規程について案をまとめたのでご審議いただきたい。

従来の規程は、「役員の定年に関する規程」という名称であるが役員の定義が幅広く、制定時からその該当者について具体的ではないとの異論が出た経緯がある。

また公益法人制度が目指す「新しい公共」という観点から一般市民の共感を得やすい規程に作り変えることが望ましい。詳細は規程の新旧対照表にまとめてご提示する。

定義については、JVA の事業に携わる者という考え方を細分化して記載している。

日本体育協会では、講習会等の講師の年齢制限を設けていないのに対し、その加盟団体が講習会等の講師の年齢に規程案のような 65 歳未満という制限を持たせることには賛成できない。(萩原理事)

スポーツの、換言すれば体を動かして行う講習を高齢者が行うのは一般市民の目から見てどうかとの議論もあるが、講習会には座学もある。また、現在の事業実施状況を考慮すると原案の 65 歳未満が施行されると事業遂行に支障をきたす懸念がある。(山根理事)

以上のような意見があった。

議論の結果、原案である「定款第 47 条に定める委員会が主管する講習会等で講師を務め、かつ講師謝金の支給対象者」である講習会の講師の定年に関する定めを「65 歳未満」から「原則として 70 歳未満」に修正するとの再提案が会長からあった。

以上のとおり趣旨説明があり、理事会は定年に関する規程案について諮り、異議なく承認可決。

＜報告事項＞

1. 倫理規程の決議結果報告について

(岩満理事 事務局長・業務推進事業本部本部長) 資料により説明。

現行の競技者および役員倫理規程を改定し倫理規程を制定する件について、みなし決議を行った。その結果、現在理事 25 名中 22 名の同意があり、平成 22 年 10 月 29 日に理事会決議があったものとみなされたことを報告する。

2. 全日本女子選手(世界選手権 3 位)報奨金支給について

(成田理事・強化事業本部本部長) 説明。

全日本シニア男女チーム報奨金制度に則り、全日本女子チームの各選手には世界選手権 3 位の結果に対し 100 万円の報奨金を授与する。

3. ボールバンク活動について

(岩満理事 事務局長・業務推進事業本部本部長) 説明。

ボールバンクのシステムの作業状況について報告。

※詳細は資料に記載の通り。

以上で全議事を終了、17 時 00 分閉会。